

測量業務委託特記仕様書

I 業務概要等

- 1 業務名称 旧春日部市勤労者会館用地測量業務委託
- 2 履行場所 春日部市粕壁 6 6 1 5 番 1
- 3 履行期間 契約確定日から令和 9 年 3 月 1 2 日まで
- 4 業務概要 旧粕壁地区公民館跡地及び旧春日部市勤労者会館敷地の用地測量及び土地の境界確定、現地測量
- 5 適用

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書、契約書類によるほか、測量法及び「埼玉県公共測量作業規程」、「埼玉県測量作業共通仕様書」、「用地測量特記仕様書」に基づき実施するものとする。

II 業務仕様

1 業務の内容及び範囲

- | | |
|------------------|----|
| (1) 打合せ | 一式 |
| (2) 基準点測量 | 一式 |
| (3) 用地測量 | 一式 |
| (4) 現地測量 | 一式 |
| (5) 公共用地管理者との打合せ | 一式 |

2 業務の実施

(1) 一般事項

作業実施に当たり、関係法令を遵守し、常に適切なる管理を行うこと。

作業実施に当たり、敷地に立ち入る場合は、あらかじめ土地所有者等に通知し、承諾を得ること。

(2) 技術管理者

契約締結後、14 日以内に委託業務を遂行する技術管理者を定め、その経歴、資格、職、氏名を発注者に書面をもって通知する。

発注者が通知された技術管理者が業務の遂行に不適当と判断した場合は技術管理者を変更する。

(3) 業務実績情報の登録（業務実績情報システム（テクリス）への業務カルテ登録）

- ☐ 業務実績情報を登録しない
☒ 業務実績情報を登録する

(4) 業務計画書

業務工程には、各業務の作業期間、成果物の作成完了予定時期等を記載する。

(5) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに打合せ記録簿を作成し、監督員に提出する。

ア 業務着手時

イ 監督員又は管理技術者が必要と認めた時(中間打合せ 1 回)

ウ 成果物納品時

(6) 成果物等の情報の適正な管理

ア 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

(ア) 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）

(イ) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

(a) 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。

(b) 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

(c) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されたとおり秘密の保持が求められるものとなるので、特に取扱いに注意する。

イ 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

ウ 上記(a)及び(b)の規定は、契約終了後も対象とする。

エ 上記(a)、(b)及び(c)の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(7) その他、業務の履行に係る条件等

ア 指定部分の範囲 別紙による

イ 成果物の提出場所 担当者の指示による

ウ 土地の立ち入り等

(ア) 測量を実施するため、国、公有又は私有の土地に立ち入る場合はあらかじめ監督員に報告するとともに受注者の責任において関係者と緊密かつ十分な協調を保ち円滑な測量の進捗を期する。

また、関係法令に規定する身分証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示する。

(イ) 測量実施に当たり宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合は、

あらかじめ占有者に通知する。

ただし、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、占有者に迷惑をおよぼさないよう十分注意して立ち入るものとし、この場合において遅滞なくその旨を占有者に通知する。

(ウ) 測量実施のため植物、かき、さく等の伐採又は土地若しくは工作物を一時使用する場合は所有者の承諾を得て行うものとする。この場合において生じた損失は、特記仕様書に示すほかは受注者が負担するものとする。

エ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(ア) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(イ) (ア)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(ウ) (ア)及び(イ)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

(エ) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3 成果物、提出部数等

(1) 成果物に係る一般事項

ア CADデータの形式は、以下のいずれかとする。

CADデータの形式 ☒ j w w ・ ☒ s f c ・ ☒ p d f ・ ☒ オリジナル
なお、s f c形式で提出する場合は、J w _ c a d (<http://www.jwcad.net/>)の最新バージョンにおいて、正常に表示及び印刷できるか確認した後に提出すること。

イ CADデータ以外の電子データの形式は、監督員との協議による。

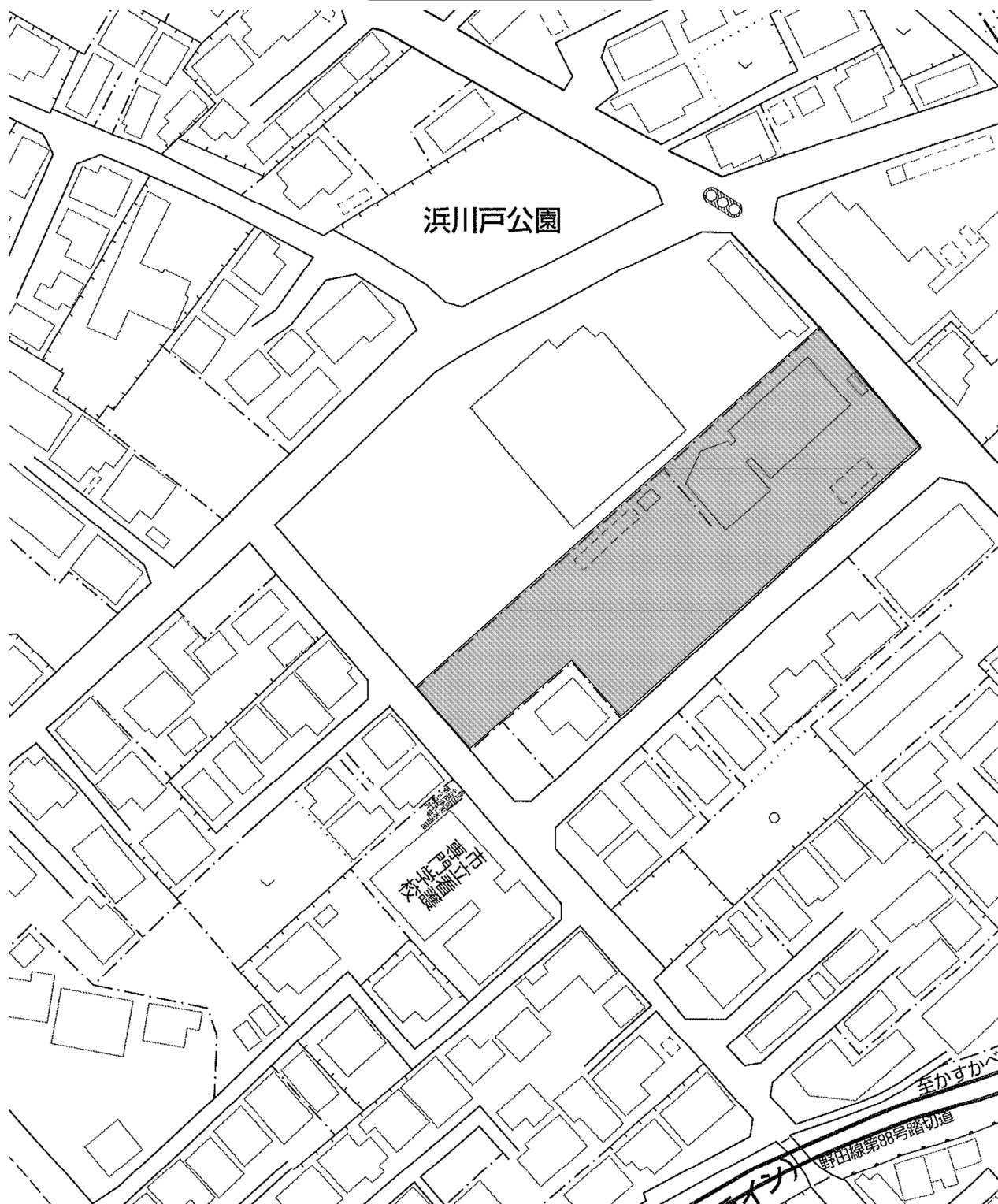
ウ 用紙の大きさが指定されていない成果物の大きさは、監督員との協議による。

(2) 成果物は、次のとおりとする。

書 類 名	摘 要	部 数	備 考
報 告 書		1 部	紙及び電子データ
図 面		1 部	紙及び電子データ
議 事 録		1 部	紙及び電子データ
そ の 他		1 部	紙及び電子データ

成果物はすべて発注者の所有とし、発注者が承諾した時に限り、他に公表、貸与又は使用することができる。

案 内 図



【履行場所（網掛け部分）】

- 春日部市粕壁 6615 番地 1
（旧粕壁地区公民館跡地及び旧春日部市勤労者会館敷地）
- 敷地面積
2,781.15 m²（登記簿上）
- 敷地外周距離
266m（地図スケール当て概算）